

東日本大震災 全日本民医連支援ニュース

現地の仲間・住民と連帯し「民医連ここにあり」の心意気でともに力を合わせて頑張りましょう！

NO. 17 2011. 3. 24 17:50 発 全日本民医連対策本部

Mail : taisaku-honbu@min-iren. gr. jp

◇4月からの救援活動の基本方針を決定!!

すべての被災地を視野に入れた中・長期支援を◇

今回の震災は被害が甚大かつ広域であること、原発事故の影響から、復興活動は長期になります。全日本民医連対策本部は4月からの基本方針について決定し、四役・理事・各県連にお知らせしています。

<全日本民医連の支援のあり方について(抜粋)>

- ① 引き続き、全日本民医連事務局に対策本部を置き、支援の人と物の管理を集中して各県連対策本部と連携を密にし、多くの団体と協力して活動をすすめます。
- ② これまで坂病院を拠点としてそこから支援を行ってききましたが、**宮城では4月1日を目処に「坂病院」、「長町病院」、「松島海岸診療所」の三拠点とします。**支援物資や支援者の必要数も整理し、全日本民医連から発信していきます。具体的には、4月1日以降、支援先は原則、以下のように振り分けます。
 - 坂病院: 北海道・秋田・青森各県連、九州沖縄地協、中国四国地協、関東地協
 - 松島海岸通診療所: 北関東・甲信越地協、山形県連
 - 長町病院: 近畿地協、東海・北陸地協
- ③ **岩手は川久保病院を中心に岩手県連で、行政や医師会との相談を含めて支援のあり方を検討中**です。早期に具体的な方針を確立し、人的支援は対策本部より別途要請します。
- ④ **福島、茨城の医療機能維持のための支援、原発事故避難者への支援を検討中**です。
- ⑤引き続き義捐金の活動に取り組みます。

新規緊急車両許可書の発行中止と今後の対応について

警視庁は、24日6:00から「緊急車両許可書」の発行を中止しました。これは、一般車両の高速道路の通行が解除になったことに伴うものです。従って、新規の申請は必要がなくなりましたが、高速や市内での給油が優先されなくなります。

但し、①すでに発行している「緊急許可書」は、有効期限の範囲で使用できます。②医薬品を運搬する緊急車両への給油制限の撤廃も有効です。③新規の「緊急車両許可書」がない場合でも医薬品両車両窓ガラスに表示していれば、有効であると厚労省に確認しました。この点の整合性の新たな通知は、検討中とのことです。また、一般車両と同じ扱いになるとガソリンの確保が困難であるので新たな「緊急車両許可書」の継続を要請しています。

被災者の保険診療に関する通知について

被災者の一分負担金等の取り扱いについて改正され、支払い猶予の対象が拡大されました。(主たる生計維持者の行方が不明、主たる生計維持者が失職し現在収入がない、原発事故による避難のための立ち退きまたは屋内退避、など) ☆厚労省のページ (<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000015ldp.html>)

◇日本医師会は3月23日の記者会見で、地震の被害で保険診療などの自己負担分の支払いが難しい被災者については、支払いを猶予でなく免除すべきとの考えを示しています。医療界全体の要求になりつつあります。呼応して運動を強めましょう。

全日本民医連発の支援者定期便は4月1日～4月10日、これまでのダイヤで運行します。それ以降については決定次第、できるだけ早くご案内します。

支援者到達: 950人を超えました(医師200人超)! 述べ人数4,040!

支援募金到達: 4,300万円突破!!

◇全日本民医連支援ニュースの活用をお願いします◇

☆状況は刻々と変わります。各県連におかれましては、各事業所にリアルタイムに転送をお願いします。